2022年10月の新情報

1. 法人税

❖ 未消化の有給休暇に支払う給与費用に対する法人税

未消化の有給休暇に支払う給与費用に対する法人税について、2022 年 8 月 9 日付、ハノイ市税務総局発行のオフィシャルレター・第 39064/CTHN-TTHT 号の詳細は以下のようになります。

- 会社は労働法及び実施案内書面に適応する労働者の未消化の有給休暇への給与を支給する場合、法人税の課税所得を確定する際に、規定に則った条件を満たせば、会社は上記に言及された費用を損金算入費用に計算することができます。
- 年次休暇日について定める 2019 年 11 月 20 日付け、労働法・第 45/2019/QH14 号の第 113 条に基づき、一雇用者に 12 か月以上勤務する労働者は退職、失業したが、年次有給休暇を取得していない、または年次有給休暇をすべて取得していない場合、雇用者が労働者に未消化の有給休暇分の給与を支払います。

2. 個人所得税

❖ 外国人個人所得税の申告

外国人への個人所得税の申告について、2022 年 7 月 19 日付、ハノイ市税務総局発行のオフィシャルレター・第 35195/CTHN-TTHT 号の詳細は以下のようになります。

外国人がベトナムでの勤務を任命された場合、個人所得税の控除率は納税者の労働契約書に記載されるベトナムでの勤務期間もしくはベトナムへの出向決定書を根拠とします。それによると、会社は 2013 年 8 月 15 日付の財務省発行の通達・第 111/2013/TT-BTC 号の第 25 条 1 項 b.3 号に従って、累進税率表に基づき税金を部分ごとに仮に控除し （課税年間での 183 日以上ベトナムに勤務している個人に対して)、もしくは全部を控除します （課税年間での 183 日未満ベトナムに勤務している個人に対し)。外国人は通達・第 111/2013/TT-BTC 号の第 1 条の**案内文書**に従って、暦年でベトナムに滞在する居住者である条件を満たす場合、この個人の最初の税務確定期間は税務管理法・第 38/2019/QH14 号の第 44 条 2 項 b 号及び第 3 条 11 項にある規定に従い、その年の 1 月 1 日から 12 月 31 日までの暦年で計算されます。

3. 付加価値税

❖ 土地の使用権の譲渡に関する付加価値税の申告

付加価値税政策について、2022 年 9 月 6 日付、ハノイ市税務総局発行のオフィシャルレター・第 43725/CTHN-TTHT 号の詳細は以下のようになります。

会社は個人、組織から土地の使用権の譲渡を受ける場合、付加価値税の課税価格は付加価値税を計算する為に控除される地価を差し引いた(-)不動産の譲渡価格になります。付加価値税を計算する為に控除される地価は通達・第 219/2013/TT-BTC 号の第 7 条 10 項 a.4 号及び政令・第 209/2013/NĐ-CP 号の第 4 条 3 項に従って実施されます。

具体的には、土地の使用権の譲渡を受ける時点での地価はインフラの価値が含まれます（あれば）。事業所は、付加価値税が課税されない控除が可能な土地使用権譲渡の価値に、既に計算されたインフラ設備の仕入れの付加価値税の控除、申告はできません。

控除された地価でインフラ価値が含まれない場合、事業所は付加価値税が課税されない控除可能な土地使用権の価値にまだ含まれていないインフラの仕入付加価値税を控除、申告することができます。2022 年 9 月 12 日以降、会社は個人、組織から土地の使用権の譲渡を受ける場合、付加価値税を計算する為に控除される地価は上記に言及された政令・第 209/2013/NĐ-CP 号の第 4 条 3 項を修正、補足する政令・第 49/2022/NĐ-CP 号の第 1 条 1 項にある規定に従って実施されます。具体的には、土地使用権の譲渡を受ける時点での地価がインフラ価値が含まれない場合、事業所はインフラの仕入付加価値税を控除し、申告することができます（あれば)。譲渡を受ける時点での地価が確定できない場合、付加価値税を計算する為に控除される地価は譲渡契約書の署名時期に省と中央直轄市の人民委員会が定める地価です。

©KMC Professional®2022, All Rights Reserved

4. 外国契約者税

❖ 既存の技術プラットフォーム上のユーティリティ使用権提供からの収入に対する外国契約者税

2022 年 8 月 30 日付、ハノイ市税務総局発行の既存の技術プラットフォーム上のユーティリティ使用権提供からの収入に対する外国契約者税の申告についてのオフィシャルレター・第 42786/CTHN-TTHT 号によると、以下の内容になります。

外国契約者がベトナムで現地での法人との誓約、合意、契約によって収入を発生させた場合は通達・第 103/2014/TT-BTC 号に規定される税務義務適用の対象になります。

会社（ベトナムに駐在機関のない外国契約者）が通達・第 80/2021/TT-BTC 号の第 76、77、78、79 条の規定に従って税務の登記、申告、納税をしない場合、会社はその外国契約者の代わりに、通達・第 103/2014/TT-BTC 号の規定に従った税務の申告、控除、納税の義務を果たします。詳細は：

- 法人所得税：2014 年 8 月 6 日付、財務省発行の通達・第 103/2014/TT-BTC 号の第 7 条 3 項に規定される著作権による所得として確定される外国契約者の既存技術プラットフォーム上のユーティリティ使用権提供からの収入に対する課税収益上で計算される法人所得税の税率は 10%になります。
- 付加価値税：外国契約者の既存技術プラットフォーム上のユーティリティ使用権提供からの収入は、2007 年 5 月 3 日付、政府発行の政令・第 71/2007/ND-CP 号に規定されるソフトウェアサービスではない及び技術移転法に規定される技術移転に該当しない場合、付加価値税の課税対象とみなされ課税収益上計算される付加価値税の税率は 5%になります。

5. インボイス

❖ 税務機関のコードのある電子インボイスをレジで発行する展開についての計画

2022 年 9 月 28 日付、ハノイ市税務総局発行の税務機関のコードのある電子インボイスをレジで発行する展開についての通知書・第 464/TB-TCT 号によると、具体的な期間は以下の様になります。

- 電子インボイスのアプリソフトの分析、設計及びプログラミング：2022 年 9 月 12 日から 2022 年 10 月 16 日まで。
- 技術的なインフラの設置、アプリのインストール：2022 年 10 月 1 日から 2022 年 10 月 16 日まで。
- 税務機関内部でアプリをテスト：2022 年 10 月 17 日から 2022 年 10 月 23 日まで。
- 税務機関の電子インボイスを管理するシステムと電子インボイスのデータを受信、発信又は保管する組織のシステムとの統合性をテスト：2022 年 10 月 24 日から 2022 年 11 月 6 日まで。
- テスト後発生した要求を満たす電子インボイス管理システムを完了：2022 年 11 月 7 日から 2022 年 11 月 20 日まで。
- レジで発行される税務機関のコードのある電子インボイスのデータを受信、処理できる電子インボイス管理システムを展開：2022 年 11 月 21 日からを予定。

©KMC Professional®2022, All Rights Reserved

お問合せ：

KHAI MINH CONSULTING COMPANY LIMITED

ホーチミン市第 1 区 Dakao ワード Vo Thi Sau 通り 45 号

Citilight Tower、6 階、603 室

Tel: 84 28 3820 5731 / 2　Fax: 84 28 3820 0906

(英語)

Tran Mai Tuong Vy

tran.mai.tuong.vy@kmc.vn

Nguyen Van Mui

nguyen.van.mui@kmc.vn

(日本語)

Le Quoc Duy

le.quoc.duy@kmc.vn

Nguyen Thi Thao Uyen

nguyen.thi.thao.uyen@kmc.vn

本情報はベトナムにおける税務・会計・投資及び人事労務に関する規定等をアップデートしています。あくまでも、ご参考としていただき、ご決定前には、必ず専門家の意見を伺って下さい。

©KMC Professional®2022, All Rights Reserved